

地域介護予防 活動支援講師派遣事業

東神楽町では、地域で自主的な介護予防活動を行う団体に、介護予防プログラムの講師派遣をおこなっています。

<対象団体>

- 65 歳以上の東神楽町民 5 人以上で構成
- 活動拠点が東神楽町内
- 代表者がいること
(法人、政治・宗教団体、他の補助金の交付を受けている場合は対象外)



<申請方法など>

- 指定申請書を講師派遣日の 1 か月前までに、役場健康ふくし課までご提出ください(活動実施後は、実施届出書の提出が必要です)。
- 派遣回数は、1 団体 1 か月に 1 回まで、1 年度につき 3 回まで。
- 講師指導内容は、運動機能向上・認知症予防・口腔機能向上などのためのプログラムです。

＜申請方法など（続き）＞

- 講師の所持資格により、講師謝礼の上限金額が変動します。
- ご希望のプログラムによっては、講師派遣に時間を要する場合があります。

お気軽に
お問い合わせください♪

＜申し込み・お問い合わせ＞

東神楽町 健康ふくし課 包括支援係

電話：83-5600

